



がわる、がやく、"敬慕の郷"のまちがみいし

## 鏡石町から転出される方へ

★次の手続きはお済みですか

対象者	鏡石町での手続き	担当課	確認欄
転出者全員	個人番号カードをお持ちの方は、転入先において、カードの継続利用の手続きが必要です。		
印鑑登録者	印鑑登録証（カード）をお返してください。 転出（予定）日をもって無効になります。		
国民健康保険加入者	保険証をお返してください。 転出（予定）日をもって資格が無くなります。	税務町民課 （町民グループ） ☎62-2112	
後期高齢者医療保険加入者	保険証をお返してください。「負担区分証明書」が発行されます。 転出（予定）日をもって資格が無くなります。		
こども医療費受給者	こども医療費受給者証をお返してください。 「課税証明書」が必要な場合がございます。転入先へお問い合わせください。		
原動機付自動車等（125cc以下）を所持している方	ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑を持参のうえ廃車の手続きをしてください。「廃車証明書」が発行されます。	税務町民課 （税務グループ） ☎62-2114	
鏡石町に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方	納税の管理を別の方にお問い合わせの場合は、「納税管理人申告書」を提出してください。		
児童手当受給者	振込口座を解約の場合、福祉こども課へ連絡してください。	福祉こども課 ☎62-2210 （勤労青少年ホーム内）	
児童扶養手当受給者	福祉こども課へ連絡してください。		
ひとり親家庭医療費受給者	福祉こども課へ連絡してください。		
・身体障害者手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・療育手帳所持者	・転出先が特別養護老人ホームや障害者福祉施設の場合は、福祉こども課へ連絡してください。 ・転入先において、住所変更の手続きが必要です。		
重度心身障害者医療費受給者	重度心身障害者医療費受給者証をお返してください。 「課税証明書」が必要な場合がございます。転入先へお問い合わせください。		
自立支援医療費受給者 （精神通院医療・更生医療・育成医療）	転入先において、住所変更の手続きが必要です。		
介護保険の被保険者（65歳以上の方または40歳以上64歳までの要介護・要支援認定者）	・保険証をお返してください。 ・介護保険料の還付がある場合がありますので、「還付金口座振込依頼書」を提出してください。 ・転出先が特別養護老人ホームの場合は申し出てください。 ・要介護・要支援認定者は「受給資格証明書」を福祉こども課でお取りください。		
飼犬がいる方	手続きはありません。	健康環境課 ☎62-2115 （勤労青少年ホーム内）	
公立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者	在学していた学校から「在学証明書」をお取りいただき、説明をお聞きください。	教育課 ☎62-3459 （町公民館内）	
未納になっている税金や上下水道料などはありませんか。再度ご確認をお願いいたします。			
【問合せ先】各種税金（税務町民課税務グループ ☎62-2114） 介護保険料（福祉こども課 ☎62-2210） 上下水道料（上下水道課上水道グループ ☎62-2348・下水道グループ ☎62-2119）			

〈裏面もご覧ください〉

## 〈注意事項〉

1 新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、市区町村役場で転入届等の手続きをしてください。

(正当な理由がなく届出が遅れますと過料に処せられる場合がありますので、ご注意ください。)

【転入届に必要なもの】

①個人番号カード／住民基本台帳カード

※住民基本台帳カード、個人番号カードを利用した転出の場合、4桁のパスワードが必要です。

②届出人の印鑑（認印）

③運転免許証等の「本人確認ができる書類」

※届出時に本人確認を行いますのでご持参ください。

2 異動年月日や転出地が変更になった場合でも、そのまま変更後の住所地で手続きをしてください。

※新住所地の市区町村での各種手続きについては、新住所地の市区町村役場に確認し、手続きを行ってください。



北ロスタイン・かがりうし種  
まろぼ

牧場のあーざー♪